第72号議案

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正する規則を次のとおり定める。

令和4年3月23日

滋賀県教育委員会

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成 14 年滋賀県教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「いう。)は、」の右に「奨学金および入学資金の貸与を受けようとする場合にあっては」を加え、「奨学資金貸与申請書(別記様式第1号)」を「奨学金および入学資金貸与申請書(別記様式第1号)に、電子計算機購入資金の貸与を受けようとする場合にあっては連帯保証人と連署した電子計算機購入資金貸与申請書(別記様式第2号の2)」に改め、同項第2号中「、ウまたはエ」を「またはウ」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) その他教育委員会が必要と認める書類 第4条中「、別に定める奨学資金貸与選考委員会に諮った上」を削る。 第5条に次の1項を加える。
- 3 電子計算機購入資金は、前条の規定による貸与の決定の通知後、速やかに貸与する。

第7条第1項第2号中「条例」を「奨学生(条例第6条に規定する奨学生をいう。第14条において同じ。)にあっては、条例」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者にあっては、条例第2条各号に 掲げる要件を欠くに至ったとき。

第8条第3項中「した金額」の右に「とし、その金額が 1,000 円未満のときは、1,000 円とする。」を加える。

第14条中「(条例第6条に規定する奨学生をいう。)」を削る。

別記様式第1号中「奨学資金貸与申請書」を「奨学金および入学資金貸与申請

「(宛先) 「(宛先) 「(宛先) た に、 滋賀県教育委員会」 滋賀県教育委員」

「、奨学資金の貸与」を「、奨学金および入学資金の貸与」に、「年度分の奨学 資金」を「年度分の奨学金」に改め、「四捨五入した金額」の右に「。ただし、 その額が 1,000 円未満のときは 1,000 円とします。」を加える。

別記様式第1号の2中「前年の額を記入してください。」の右に「ただし、条例第2条第3号ウに規定する申請しようとする年の世帯の収入の年額の見込額が生活保護法第8条第1項の規定により測定したその世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯であることを理由として申請する場合には、申請しようとする年の額を併記してください。」を加える。

電子計算機購入資金貸与申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県教育委員会

滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号)ならびに誓約事項の規定を守り、電子計算機購入資金の貸与を受けたいので申請します。

110	ので申請します	0				
			県教委使用欄	年	第	号
	ふりがな			電話(自宅)	_	_
申請	申請者氏名		•	電話(携帯)	-	-
者自	住 所	〒 −				
筆	他の奨学金等 の貸与または 給付の有無	North Control of the	有の場合、奨学金等の)名称を記入する	こと。	
	ふりがな 保護者氏名			電話(自宅)	_	_
保護者自筆	親権者または未成年後見人		與	電話(携帯)	-	-
自筆	住 所	〒 −			申請者との関係	
連	ふりがな			電話(自宅)	-	-
連帯保証	連帯保証人 氏 名		知	電話(携帯)	_	-
人自筆	住 所	〒 −			申請者との関係	
申請者自筆	電子計算機 購入資金		円			
筆	MAY / JA SIZ		(上限1	50,000円 1,000円	円未満は切り	上げる)
		する上記の申請者は、特 貸与を受ける者として通	学習意欲があり、かつ、学覧 適当と認めます。	資の支弁が困難で	ありますの	で、滋賀
学 校 記		年 月 日	(学校名) (学校長名)		i	(
入	電子計算機 機種名	※ 学校推奨機種 ·	電子計 推奨機種以外 金額		円未満は切り	円 上げる)
	申請者入学等年月	年 月 ※入学·輔	中請者卒業子 定年月	年 月	申請者	年

申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。

1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないとき は、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。

- 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。
- 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。
- 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすることについて、異議はありません。
- 1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。
- 2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者(親権者または未成年後見人)と連帯 保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。
- 3 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する 費用に相当する額(上限150,000円)とします。
- 5 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとします。

制度の概要は以下のとおりです。(滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規 則の改正で、内容が変更されることがあります。)

○電子計算機購入資金の貸付額

電子計算機購入資金

電子計算機の購入等に要する費用相当額(ただし、限度額150,000円)

○奨学資金借用証書の提出

高等学校等を卒業するなど条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、借用金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。

○返還期間

貸与を受けた電子計算機購入資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日など条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至った日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。

○返還金額の算定

返還金額は、基本返還金額(最終回を除く。)と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。

- 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数がある ときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは 1,000円とします。)
- 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額 (ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にか かわらず借用金額を最終回の返還金額とします。)

[借用金額] - ([基本返還金額] × ([返還回数] -1))

○利息

利息は、無利息とします。

○返還を遅滞した場合

奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滯利息を支払わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

注意事項

約

車

項

生山

概

 σ

要

別記様式第3号中

Γ	貸	与	金	額	奨	学	金	月		額		円	を
	貝	=	उद्य	合共	入:	学資	金					円	ر (
Г					7.) 吳	学 金	Ē .	月	額		円	
	貸	与	金	割	A	入学	資金	:				円	lā
					ħ		計算					円	

改める。

別記様式第6号中 「(宛先) 「(宛先) を 滋賀県教育委員会」 滋賀県教育委員会」 滋賀県教育委員会」 「四捨五入した金額」の右に「。ただし、その額が1,000円未満のときは1,000円とします。」を加える。

付 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

令和4年(2022年)3月23日 3月定例教育委員会 第72号議案関係資料

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の理由

県立高等学校等において、令和4年度の新入生から導入される1人1台端末環境の整備に伴い、経済的理由によりタブレット端末等の電子計算機の購入が困難な家庭の生徒に対する支援として、電子計算機購入資金の貸与を行う等のため、滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)の一部を改正したことに伴い、滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正します。

2 改正の概要

- (1) 電子計算機購入資金の貸与申請方法を追加し、新たに様式を設けることとします。(第3条関係・別紙様式第2号の2)
- (2) 奨学資金の貸与の方法に、電子計算機購入資金に関する項を新たに設けることとします。(第5条関係)
- (3) 借用証書の提出に、電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者に関する項を新たに設けることとします。(第7条関係)
- (4) 基本返還額の下限を 1,000 円とします。(第8条関係)
- (5) その他
 - ア この規則は、令和4年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な文言の修正、規定の整備を行うこととします。
 - ウ 施行の際、現にある改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則に定める様式による 用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができることとします。

IΒ

第1条および第2条 省略

(貸与の申請)

第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)| 第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、連帯保証人と連署した奨学資金貸与申請書(別記様式第1号)に 次に掲げる書類を添えて、滋賀県教育委員会教育長(以下「教育長」 という。)が別に定める日までに滋賀県教育委員会(以下「教育委員 会」という。)に提出しなければならない。ただし、高等学校等(条 例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に在学している 者が当該高等学校等に在学する期間の途中から奨学金の貸与を受けよ うとする場合にあっては、貸与を受けようとする月の前月の末日まで に提出しなければならない。

- (1) 申請者が属する世帯の住民票記載事項証明書(連帯保証人が申請 者が属する世帯に属しない場合にあっては、申請者が属する世帯お よび連帯保証人の住民票記載事項証明書)
- (2) 申請者が属する世帯が条例第 2 条第 3 号ア、イ、ウまたはエのい ずれかに該当することを証明する書類

新

第1条および第2条 省略

(貸与の申請)

- は、奨学金および入学資金の貸与を受けようとする場合にあっては連 帯保証人と連署した奨学金および入学資金貸与申請書(別記様式第1 号)に、電子計算機購入資金の貸与を受けようとする場合にあっては 連帯保証人と連署した電子計算機購入資金貸与申請書(別記様式第2 号の2)に次に掲げる書類を添えて、滋賀県教育委員会教育長(以下 「教育長」という。)が別に定める日までに滋賀県教育委員会(以下 「教育委員会」という。)に提出しなければならない。ただし、高等 学校等(条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に在 学している者が当該高等学校等に在学する期間の途中から奨学資金の 貸与を受けようとする場合にあっては、貸与を受けようとする月の前 月の末日までに提出しなければならない。
- (1) 申請者が属する世帯の住民票記載事項証明書(連帯保証人が申請 者が属する世帯に属しない場合にあっては、申請者が属する世帯お よび連帯保証人の住民票記載事項証明書)
- (2) 申請者が属する世帯が条例第2条第3号ア、イまたはウのいずれ かに該当することを証明する書類。

- (3) 世帯状況確認書(別記様式第1号の2)
- (4) 親権を行う者または未成年後見人、および連帯保証人の印鑑登録 証明書
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が高等学校等に在学している者であって、前年度に引き続き当該高等学校等に係る奨学金の貸与を受けようとするものである場合にあっては、連帯保証人と連署した奨学金貸与継続申請書(別記様式第2号)に前項各号に掲げる書類を添えて、奨学金の貸与を受けようとする年度の4月末日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 連帯保証人は、申請者の保護者等(条例第2条第2号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)でなければならない。

(貸与の決定等)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、別に定める奨学資金貸与選考委員会に諮った上、 奨学資金の貸与をすることを決定したときにあってはその旨を奨学資金貸与決定通知書(別記様式第3号)により、奨学資金の貸与をしないことを決定したときにあってはその旨を奨学資金貸与不承認決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(貸与の方法)

第5条 奨学金は、毎年4月または5月に4月分から8月分までを、9 月に9月分から12月分までを、1月に1月分から3月分までを貸与す

- (3) 世帯状況確認書(別記様式第1号の2)
- (4) 親権を行う者または未成年後見人、および連帯保証人の印鑑登録 証明書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が高等学校等に在学している者であって、前年度に引き続き当該高等学校等に係る奨学金の貸与を受けようとするものである場合にあっては、連帯保証人と連署した奨学金貸与継続申請書(別記様式第2号)に前項各号に掲げる書類を添えて、奨学金の貸与を受けようとする年度の4月末日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 連帯保証人は、申請者の保護者等(条例第2条第2号に規定する保 護者等をいう。以下同じ。)でなければならない。

(貸与の決定等)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、 その内容を審査し、奨学資金の貸与をすることを決定したときにあってはその旨を奨学資金貸与決定通知書(別記様式第3号)により、奨 学資金の貸与をしないことを決定したときにあってはその旨を奨学資 金貸与不承認決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知する ものとする。

(貸与の方法)

第5条 奨学金は、毎年4月または5月に4月分から8月分までを、9 月に9月分から12月分までを、1月に1月分から3月分までを貸与す る。

2 入学資金は、入学した年における最初の奨学金の貸与と併せて貸与する。

第6条および第6条の2 省略

(借用証書の提出)

- 第7条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学資金の総額(以下「借用金額」という。)について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書(別記様式第6号)を直ちに教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) 高等学校等を卒業したとき。
 - (2) 条例第7条の規定により奨学金の貸与が打ち切られたとき。

2 教育委員会は、奨学資金の貸与を受けた者が前項に規定する借用証 書を提出しないときは、借用金額を一括して返還するよう請求するこ とができる。

(返還)

る。

- 2 入学資金は、入学した年における最初の奨学金の貸与と併せて貸与する。
- 3 電子計算機購入資金は、前条の規定による貸与の決定の通知後、速 やかに貸与する。
- 第6条および第6条の2 省略

(借用証書の提出)

- 第7条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学資金の総額(以下「借用金額」という。)について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書(別記様式第6号)を直ちに教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) 高等学校等を卒業したとき。
 - (2) <u>奨学生(条例第6条に規定する奨学生をいう。第14条において同じ。)にあっては、</u>条例第7条の規定により奨学金の貸与が打ち切られたとき。
 - (3) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者にあっては、条例第2 条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- 2 教育委員会は、奨学資金の貸与を受けた者が前項に規定する借用証書を提出しないときは、借用金額を一括して返還するよう請求することができる。

(返還)

- 第8条 奨学資金の返還は、月賦、半年賦または年賦の均等返還による ものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。
- 2 奨学資金の返還期日は、次の各号の返還の方法の区分に応じ、当該 各号に定める日(その日が金融機関の休業日に当たる場合にあっては、 翌営業日)とする。
- (1) 月賦 返還期間の毎月末日
- (2) 半年賦 返還期間の毎年7月末日および11月末日
- (3) 年賦 返還期間の毎年11月末日
- 3 割賦の最終回以外の各回の返還期日における返還金額(以下「基本返還金額」という。)にあっては、借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額)とし、最終回における返還金額は、基本返還金額に返還回数から1を減じた数を乗じて得た金額を借用金額から減じた金額とする。ただし、返還回数が1回の場合は、借用金額とする。

4 および 5 省略

(猶予の申請)

第9条から第13条まで 省略

第14条 奨学生<u>(条例第6条に規定する奨学生をいう。)</u>または奨学資金の貸与を受けた者(以下「奨学生等」という。)は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て

- 第8条 奨学資金の返還は、月賦、半年賦または年賦の均等返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。
- 2 奨学資金の返還期日は、次の各号の返還の方法の区分に応じ、当該 各号に定める日(その日が金融機関の休業日に当たる場合にあっては、 翌営業日)とする。
- (1) 月賦 返還期間の毎月末日
- (2) 半年賦 返還期間の毎年7月末日および11月末日
- (3) 年賦 返還期間の毎年11月末日
- 3 割賦の最終回以外の各回の返還期日における返還金額(以下「基本 返還金額」という。)にあっては、借用金額を返還回数で除して得た 金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入 した金額とし、その金額が1,000円未満のときは、1,000円とする。) とし、最終回における返還金額は、基本返還金額に返還回数から1を 減じた数を乗じて得た金額を借用金額から減じた金額とする。ただし、 返還回数が1回の場合は、借用金額とする。

4 および 5 省略

(猶予の申請)

第9条から第13条まで 省略

第14条 奨学生または奨学資金の貸与を受けた者(以下「奨学生等」という。)は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

なければならない。	第15条および第16条 省略
第15条および第16条 省略	付則 省略
付則 省略	

		旧							新				
別記	様式第1号(第3	条関係)				別電池	紅第1号(第3	条関係)					
		奨学資金貸与申請	書			7	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	奨学金および入門	学資金貸与	申請書			
2		: <u>員会</u> - 与条例(平成14年滋賀県条例第26号)および 1第5号) ならひに誓約事項の規定を守り、		貸与条例施行規則 (平				1会 2年条例(平成14年世賀県条例第26号 1)第5号)ならびに誓約事項の規定を				(平成14年滋	
	ふりがな		電話(自宅)	_	_	L	ます。						
申請者	申請者氏名	•	電話(携帯)		_	申	ふりがな 申請者氏名		6)	電話 (自宅)	-	-	
自		〒 −				精者自筆		₹ -	Ð	電話(携帯)	_	_	
	ふりがな		電話(自宅)	_		\perp	ふりがな				T		
保護	(親権者または)	実印	電話(携帯)		_	保	保護者氏名			電話(自宅)	-	_	
者自	011111111111111111111111111111111111111	- -	电向 (沙州)			護者	(親権者または) 未成年後見人)		実印	電話 (携帯)	_	_	
筆	IE 171			申請者との関係		章	住 所	〒 −			申請者との関係		
連	ありがな 連帯保証人		電話(自宅)		_		ふりがな			電話 (自宅)	_	_	
帯保証:		実印	電話(携帯)		_	帯保	連帯保証人 氏 名		実印	電話 (携帯)	_	_	
人自筆	住 所	〒 −		申請者との関係		連帯保証人自筆	住 所	₹ -			申請者との関係		
申請	有 無	※ 有 ・ 無 有の場合、奨学金等の名称を記入するこ	と。			申請	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有・ 無 (有の場合、奨学金等の名称を配	入すること	Ŀ.	1		
者自		貸与希望 ※ 有 · 無				者		貸与希望 ※ 有 · 無					
筆	入学資金	※ 加算を希望する ・ 加算				自筆	入学資金	※ 加算を希望する	 加算 	を希望しない			
	通 夢 豆 八	加算希望額(円)				加算希望額(-	円)		
学	学資金の貸与を	※ 自 宅 ・ 自宅外 「る上記の申請者は、学習意欲があり、かつ で受ける者として適当と認めます。	、学資の支弁が困	蝉でありますので、	滋賀県奨	学	本校に在籍	※ 自 宅 ・ 自宅外 する上記の申請者は、学習意欲があり そ受ける者として適当と認めます。	り、かつ、	学資の支弁がほ	難でありますの	で、滋賀県奨	
校記		年 月 日 (学校 (学校長	名)		•	校記		年 月 日	(学校名 (学校長名			0	
入	申請者入 学等年月 申請者課程(A	年 月 ※入学・転学・編入学 申請者 ² 定年月	年	月 学年	年	入	申請者入 学等年月	年月※入学・転学・編入学	申請者卒 定年月	業予年	月 学年	年	
	学校のみ記入)	※全日制・定時制・通信制 入学金の	額		円		申請者課程(7 学校のみ記入)	※全日制・定時制・通信制	入学金の客	g .		円	
								- ·		-			

旧 申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行 申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行 規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。 規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金につ では、指定期日までに必ず返還することを誓約します。 一は、指定期日までは必ず返還することを誓約します。 ※賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸 与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 受学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの 日数に応じ、返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの 日数に応じ、返還すべき日までに必要しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸 響 与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 奨学資金を返還すべき目までに返還しなかったときは、当該返還すべき目の翌日から返還の日までの 日数に応じ、返還すべき網に年10.75ペーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払いま 約 約 車 事 3 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよ 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよ 3 英字資金を返還すべき日までに返還しばかつにことは、ほうに必必選は別かて主即で、コロンへは1,700 う請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすることについて、異議はありません。 項 項 う請求されても異議はありません。 フ語水されても実験はありません。 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効 力を生ずることとすることについて、 異議はありません。 1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。 2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者(製権者または未成年後見人)と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。 3 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。 4 入学資金は、1年生の4月の申請に限り負与を受けることができます。入学資金の貸与を希望する場 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。 2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者(親権者または未成年後見人)と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄を「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。
3 保護者および連帯保証人の制御登録証明書を添付してください。 注 注 入学資金は、1年生の4月の申請に限り貸与を受けることができます。入学資金の貸与を希望する場合は、貸与希望の欄の「有」を○で囲んでください。1年生の4月末日を過ぎますと、入学資金の貸与 意 合は、貸与希望の欄の「有」を○で囲んでください。1年生の4月末日を過ぎますと、入学資金の貸与 意 5 入学資金の基本額は50,000円です。基本額については、国公立、私立ともに同額です。 6 入学資金の私立加算の欄については、私立の高等学校等に入学された方のみ記入してください。入学 はできません。 5 人学資金の基本額は50,000円です。基本額については、国公立、私立ともに同額です。 6 人学資金の私立加算の欄については、私立の高等学校等に入学された方のみ記入してください。入学 資金の私立加算は、入学された高等学校等の入学金の額の範囲内(入学金が150,000円を超えるときは、 150,000円を限度とします。)で希望する額を記入してください。 7 入学資金の「私立加算」の欄の「加算希望額」については、入学先の入学金の範囲内で希望する額を 事 資金の私立加算は、入学された高等学校等の入学金の額の範囲内(入学金が150,000円を超えるときは、 150,000円を限度とします。)で希望する額を記入してください。 項 入学資金の「私立加算」の欄の「加算希望額」については、入学先の入学金の範囲内で希望する額を 制度の概要は以下のとおりです。(滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改 制度の概要は以下のとおりです。(滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改 正で、内容が変更されることがあります。) ○奨学金と入学資金の貸付額 内容が変更されることがあります。))奨学資金の貸付額 区分 奨学金(月額) 自宅 18,000円 3, 000 P 18,000円 23,000円 奨学金 (月額) 30,000円 50,000円 (国公立、 35, 000 入学資金(入学した年の4月 基本額 30,000円 基本額 50,000円 (国公立、私立同 入学資金(入学した年の4月 中の申請のみ) 私立加算 入学金相当額 (ただし、限度額150,000円) 中の申請のみ) 私立加算 入学金相当額 (ただし、限度額150,000円) (ステングが) この申請により、翌月(4月中に申請があった場合は当月)から申請時の年度分の奨学金をお借りいた 「くことができます。奨学金は、高等学校等における修業年限まで貸与を受けることができますが、毎年 ○貞子の別問 この申請時により、翌月(4月中に申請があった場合は当月)から申請時の<u>年度分の奨学資金</u>をお借りい ただくことができます。奨学金は、高等学校等における修業年限まで貸与を受けることができますが、毎 年度、貸与申請をしていただく必要があります。入学資金の貸与は、高等学校等に入学した年の4月中の 申請に限ります。 貸与申請をしていただく必要があります。入学資金の貸与は、高等学校等に入学した年の4月中の申 度、貸与申請 請に限ります ○貸与の打切り 以下のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を打ち ○貸与の打切り 以下のいりはいる場合の 切ります。 ・条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。 ・奨学金の貨与を受けることを辞退したとき。 ・その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。 以下のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を打ち 切ります ・条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。 制 ・奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。・その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。 ○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業したときまたは奨学金の貸与が打ち切られたときは、借用金額について、連帯保証人 庻 ○奨学資金借用証書の提出 度 と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出 ○ 高等学校等を卒業したときまたは奨学金の貸与が打ち切られたときは、借用金額について、連帯保証人 と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出 ない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。 O しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。 ○ 仮漫期間 などが同 貸与を受けた奨学資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日または奨学金 概 概 の貸与の打ち切りがあった日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月臓、半年臓、年臓の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期期間は、月臓は返還期間の毎年7月末日ならいて11月末日、年齢は五度週期間の毎年7月末日ならいて11月末日、年齢は五度週期間の毎年7月末日ならいて11月末日、 耍 口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。 なります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入掘知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。 返還金額は、基本返還金額(最終回を除く。)と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2に ○ 仮還全額の管定 返還金額は、基本返還金額(最終回を除く。)と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2に 上り質出します 借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があると 、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円 1 基本返還金額 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるとき は、その端数を四捨五入した金額 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額 (ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわ 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。) らず借用金額を最終回の返還金額とします。) [借用金額] - ([基本返還金額] × ([返還回数] - 1)) [借用金額] - ([基本返還金額] × ([返還回数] -1)) 利息は、無利息とします。 利息は、無利息とします。 利息は、無利思とします。 の返還を選帯した場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日 数に応じ、返還すべき額に年10.75ペーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなけれ ばなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一 括して履行するよう請求します。 ○返還を遅滞した場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滯利息を支払わなけれ ばなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を括して履行するよう請求します。 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

						旧														新	:					
				_	<u>ب</u>		퍞	#	$\overline{}$			禁	注意事項					>	們	華	驯	#				禁
# 顕著者	蒋		⊗	9	<u> </u>	9	•	(2)	8	Θ	氏名	様式第1号の2(第3	1 ※日編は、該当項目を 2 申請時点における世帯 3 「就労または就労修等 し、申請者本人その他の 4 収入の状況の金額編は 2 投系の振列項の規定に 2 投系の表額1項の規定に 5 9人以上の家族で本職 6 用紙の大きさは、日本職		等 等 等		8	9	6	(3)	•	⊜	100	0	兵名	様式第1号の2(第3
環害者 15歳未満の人数 ※印纂は、該当項目を○で囲んで 計略はだざいける事業をはなる。	7世間	118	(歳)	() () ()	(·) · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(歳)	(·)))	· · ·	生年月日 (満年齢)	(第3条陽係)	※羽編は、該当項目を〇で囲んで欠さい。 ※郭橋は「おける世帯の状況を記入して公式い 「親労または政党を学の状況。編は政労してい 、申請者本人その他の高等学校等生後につい 収入の状況の金額編は、申請をしようとする年の 技祭8条第1項の規定により別定したその世帯の 9人以上の家族で本郷式に世帯の全員を書きさ 用紙の大きは、日本産業規格A列4番とします	15歳未満の人数	母子父子世帝	龍別	(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ·	(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(歳)	(. ()	^ .		· ·	生年月日 (満年齢)	(第3条関係)
会と	*	•								*	鹡萄		でください。 記入してください。 記入してください。 な事生後について しようとする年の前 したその世帯の顧りた書きされ の全具を書きされ		*	•								*	能稱	
> >	一	製人数等									東労または就学(修学)の状況	神 琳 分	 ※知識は、質当項目を○で囲んで代さい。 申請時点における世帯の状況を記入して代さい。 申素は点における世帯の状況を記入して代さい。 り 電気方法には吹吹電やずの状況。個は電気じている場合は「最近」と、電灯していない場合は「非環境」と、電学(修学)している場合は学校艦(幼稚園、小学校、中学校、大学等(ただし、申請者太人その他の高等学校等上後については学校名(〇〇高等学校等))を記入して代さい。 し、申請者本人その他の高等学校等生後については学校名(〇〇高等学校等))を記入して代さい。 収入の状況の金額選は、申請をしようとする年の前年の額を記入して代さい。 1 収入の状況の金額選は、申請をしようとする年の前年の額を記入して代さい。 2 収入の状況の金額選は、申請をしようとする年の前年の額を搭記して代さい。 2 収入の状況の金額選は、申請としようとする年の額を搭記して代さい。 3 日本第3条第3項の規定により割定したその世帯の参展の年額の1.7倍以下である世帯であることを理由として申請する場合には、申請したとする年の額を併記して代さい。 5 9人以上の家族で本郷よび世帯の全員を皆されない場合は、本郷式を複数枚用い、書きされない箇所のみ2枚目以降に記入して代さい。 5 日本産業規格入列4番とします。 	> □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		製人数等									就労または就学(修学)の状況	神
	T		Э	B	3	H	Э	H	H	Œ	大型主線	Si 藥 問	操合は「非鉄労」と (人してください。 人、条例第2条第34 であることを理由と 、書きされない額	(3	中中		В	H	Э	H	Э	H	H	H	お与収入	
住宅の状況 (賃貸のみ)	ウーナエの人数 中級の中心	種別	Э	B	B	H	B	H	B	B	人如業集	聯	就学(修学)してい 別学(修学)してい 別がに規定する申請 リンで申請する場合に 所のみ2枚目以降に	(後のみ)	小甲学生の人数 住宅の状況	種別	H	H	H	H	B	B	B	H	人功業金	聯
第 ※	s .		H	Œ	Э	H	B	В	H	H	収入状況		る場合は学技術(した。とする年の世 は、申請しようとさ	貨	※ →		H	Œ	田	H	Œ	Œ	Œ	B	収入状況 年金収入	
※ 信米 ・ 信回 資料月繳	.		円	B	Э	H	H	В	H	H	大の他の恨人		約権圏、小学校、 2番の個人の年額 で3年の個を併記し		小字生 名・中字生※ 音家 ・ 音園 ・		Э	Œ	Œ	B	B	Œ	Œ	Œ	その他の収入	
• 基	. H		H	3	Э	B	Э	н	н	H	社小采豪萃巷寮鳌		中学校、大学等(たた の見込額が生活保護 _ てください。	Œ	.		Э	H	3	Э	Э	B	Œ	B	社会保険料控除額	

			旧							新			
式第	2号(第3条関	原)					様式第	第2号(第3条関	係)				
注					金貸与条例施行		14	年滋賀県教育委	,			F金貸与条例施行	
で申	請します。		県教委使用欄	I	年第	号	で	申請します。		県教委使用	闌	年第	号
	ふりがな			電話 (自宅)	_	_		ふりがな			電話(自宅)	_	_
Þ	申請者氏名		e	電話(携帯)	_	_	申	申請者氏名		•	電話(携帯)	_	_
	住 所	〒 -	I				請者自	住 所	〒 −				
Ē	他の奨学金等 の貸与または 給付の有無	※ 有 ・ 無	有の場合、奨学金	等の名称を記	入すること。		筝	給付の有無	※ 有 · 無	有の場合、奨学会	金等の名称を記	己入すること。	
. -	ふりがな 保護者氏名			電話(自宅)	_	_	保	ふりがな 保護者氏名			電話 (自宅)	_	-
	親権者または未成年後見人		実印	電話(携帯)	_	_	護者	親権者または未成年後見人		実印	電話(携帯)	_	_
	住 所	〒 −	<u>'</u>		申請者との関係		筆	住 所	₹ -			申請者との 関係	
	ふりがな			電話(自宅)	_	_	連	ふりがな			電話(自宅)	_	_
	連帯保証人 氏 名		実印	電話(携帯)	_	_	帯保証	連帯保証人 名		実印	電話(携帯)	_	_
	住 所	〒 −			申請者との関係		人自筆	住 所	〒 −		•	申請者との関係	
全交已	県奨学資金の	□する上記の申請者は、学習 資与を受ける者として適当 年 月 日	当と認めます。 (学校名) (学校長名)			®	学校記入	県奨学資金の	する上記の申請者は、学習意 貸与を受ける者として適当と 年 月 日	認めます。 (学校名) (学校長名)			a
		状況(4月1日現在の状況 生へ進級した イ 留年し			請者の学年(4月	年			状況(4月1日現在の状況を 生へ進級した イ 留年した			『請者の学年(4)	年 1日現在)
主気再頁	 連帯保証 保証人が同る 保護者お。 	、該当項目を○で囲んでく 人は、申請者の保護者等と 一であっても「保護者」の よび連帯保証人の印鑑登録 書は、継続を希望する年の	とします。また、保護 D欄と「連帯保証人」 認証明書を添付してく	の欄の両方に ださい。	署名、押印して		注意事項	 連帯保証 保証人が同る 保護者お 	、該当項目を〇で囲んでくだ 人は、申請者の保護者等とし 一であっても「保護者」の欄 よび連帯保証人の印鑑登録証 書は、継続を希望する年の4	ます。また、保護と「連帯保証人」 明書を添付して	の欄の両方に ください。	署名、押印して	

旧 申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例 施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学 資金については、 指定期日までに必ず返還することを誓約します。 1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないとき は、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日ま での日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息 事 を支払います。 項 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行す るよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効 力を生ずることとすることについて、異議はありません 制度の概要は以下のとおりです。(滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規 則の改正で、内容が変更されることがあります。) ○奨学資金の貸付額 区分 自宅 自宅外 奨学金 (月額) 18,000P 23,000P 私立 30,000円 35, 000E 入学資金(1年生の4 基本額 50,000円 (国公立、私立同一) 日の由詰のみ) 私力加第 入学金相当額(ただし、限度額150,000円) ○貸与の期間 この申請により、申請時の年度分の奨学資金をお借りいただくことができます。奨学金は、高等学 校等における修業年限まで貸与を受けることができますが、毎年度、貸与申請をしていただく必要が あります。 ○貸与の打切り 以下のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を 制 打ち切ります。 条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。 ・奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。 その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。 度 ○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業したときまたは奨学金の貸与が打ち切られたときは、借用金額について、連帯保 証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証 書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。 ○返還期間 貸与を受けた奨学資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日または奨 学金の貸与の打ち切りがあった日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の 希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限 概 は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期 間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓 口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。 要 ○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額(最終回を除く。)と最終回の返還金額によるものとし、以下の1およ び2により算出します。 借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数がある 1 基本返還金額 ときは、その端数を四捨五入した金額) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にか かわらず借用金額を最終回の返還金額とします。) 「借用金額」- (「基本返還金額 × (「返還回数] - 1)) 利息 利息は、無利息とします。 ○返還を遅滞した場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日まで の日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滯利息を支

払わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還

債務の全部を一括して履行するよう請求します。 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。 申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例 施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学 資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。

- 1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。
- 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。
- 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。
- るよう請求されても発表はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすることについて、異議はありません。

制度の概要は以下のとおりです。(滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規 則の改正で、内容が変更されることがあります。)

○奨学金と入学資金の貸付額

	区分		自宅	自宅外
	奨学金 (月額)	国公立	18,000円	23,000円
		私立	30,000円	35,000円
ſ	入学資金(1年生の4	基本額	50,000円 (国公立、私立同-	-)
	月の申請のみ)	私立加算	入学金相当額(ただし、限度	生額150,000円)

○貸与の期間

この申請により、申請時の年度分の奨学金をお借りいただくことができます。奨学金は、高等学校 等における修業年限まで貸与を受けることができますが、毎年度、貸与申請をしていただく必要があ ります。

○貸与の打切り

以下のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を打ち切ります。

- ・条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- ・奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。

○奨学資金借用証書の提出

高等学校等を卒業したときまたは奨学金の貸与が打ち切られたときは、借用金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。

○返還期間

貸与を受けた奨学資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日または奨学金の貸与の打ち切りがあった日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返選期間の毎月月末、半年試は返選期間の毎年7月末日ならびに11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。〇返還金額の算定

返還金額は、基本返還金額(最終回を除く。)と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。

- び2により昇血します。 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数がある ときは、その端数を四捨五入した金額。<u>ただしその額が1,000円未満のときは</u>
- 1,000円とします。) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にか かわらず借用金額を最終回の返還金額とします。)

[借用金額] - ([基本返還金額] × ([返還回数] - 1))

○利息

利息は、無利息とします。

○返還を遅滞した場合

奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日まで の日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支 払わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還 債務の全部を一括して限行するよう請求します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

旧	新
	様式第2号の2(第3条関係)
	電子計算機購入資金貸与申請書 年 月 日 (宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号) および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成 14年滋賀県教育委員会規則第5号) ならびに誓約事項の規定を守り、電子計算機購入資金の貸与を受けた
	いので申請します。 県教委使用欄 年第 号
	ふりがな 電話(自宅)
	申申請者氏名 電話 (携帯) 一 一
	者 住 所 〒 一
	# 他の奨学金等 有の場合、奨学金等の名称を記入すること。
	ふりがな 電話(自宅) - 保護者氏名 実印 電話(推帯) -
	では、
	\$ 9 15 to 1000
	連帯保証人 実印 電話(自宅) 電話(携帯)
	証 人 自 住 所 住 所
	申 ・
	本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀 県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。 学 年 月 日 (学校名) (学校長名)
	記 入 電子計算機 機種名 電子計算機 ※ 学校推奨機種・推奨機種以外 電子計算機 金額 (1,000円未満は切り上げる)
	申請者入学 等年月 年 月 ※入学・転学・編入学 申請者卒業予 年 月 申請者 学年 年

申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例 施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学 資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。 1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないとき は、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日ま での日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息 を支払います。 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行す るよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、そ の効力を生ずることとすることについて、異議はありません。 1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。 2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者(親権者または未成年後見人)と連帯 保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。 3 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。 4 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する 費用に相当する額(上限150,000円)とします。 5 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとします。 制度の概要は以下のとおりです。(滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規 則の改正で、内容が変更されることがあります。) ○電子計算機購入資金の貸付額 電子計算機購入資金 電子計算機の購入等に要する費用相当額 (ただし、限度額150,000円) ○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業するなど条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、借用金額につい て、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学 資金借用証書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。 ○ 仮環期間 貸与を受けた電子計算機購入資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した 日など条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至った日から起算して6月を経過した日の属する月の 翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしてい ただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月 末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは 0 納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月 の25日となります。 ○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額(最終回を除く。)と最終回の返還金額によるものとし、以下の1およ 概 び2により算出します。 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数がある ときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは 1,000円とします。) 要 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にか かわらず借用金額を最終回の返還金額とします。) 「借用金額」− (「基本返還金額」× (「返還回数] −1)) ○利息 利息は、無利息とします。 ○返還を遅滞した場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの 日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滯利息を支払 わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債 務の全部を一括して履行するよう請求します。 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

		旧												新				
様式第3号(第4条]	曷係)					$\neg \mid \vdash$	様式第	第3号	・(第 4	条関	係)							
	奨 学	資金貸与決	定通知	書							奨	学資	金貨与	決定道	通知 書			
				年	月 日											左	F 月 日	
	様									1	様							
			滋賀	県教育委員会	囙										滋賀県教	效育委員会	全	
年りに決定しましたので			.した奨学	資金を次のと	おり貸与すること						日付ので通知			ましたタ	奨学資金	を次のと	おり貸与するこ	٤
決 定 番 号		年	第	号			決	定	番	号			年	第		号		
貸与金額	奨学金	月(頟		円						奨 学	金	月	額			円	
	入学資金				円		貸	与	金	額	入学	資 金					円	
奨学金貸与期間		年年		月 から 月 まで							電子;機購力						円	
											並		年		月	から		4
							奨学	全金貨	貸与其	月間			年			まで		
						┚╟												

	新
兼式第6号(第7条関係) 奨 学 資 金 借 用 証 書	様式第6号 (第7条関係) 奨 学 資 金 借 用 証 書
年 月 日 - <u>(宛先)</u> - <u>滋賀県教育委員会</u> - 決 定 番 号 年 第 号	年 月 日 (<u>〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜</u>
住 所 奨学資金の氏名	住所 奨学資金の氏名 資与を受けた者 電話自宅)
貸与を受けた者 電話(自宅) ― ― ― 電話(携帯) ― ― ― 住 所	電話(機带) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
保 護 者 氏 名 実印 観権者または 未成年後見人	保 護 者 氏 名 実印 (親権者または (未成年後見人) 電話(自宅) ― ― ― 電話(携帯) ― ―
電話(携帯) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	住 所 兵 名 実印
選 帝 宋 証 八 電話(自宅) ― 電話(排帯) ― 電話(排帯) ― 「電話(排帯) ― 「 (注意事項) ※署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自署、押印してください。	電話(自宅) ― ― 電話(携帯) ― ― ― (注意事項) ※署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自署、押印してください。
(成立の学人) (公司の報告) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (※保護者、連帯保証人の押印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。 ※印鑑登録証明書は提出の日の前3億月以内に条行されたものを添付してください。 滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県基例第5号) おび設賀県奨学資金貸与条列施行規則(平成14年滋賀県農労資員会規則第 5号) の規定により次のとおり奨学資金を用しました。借用した奨学資金については、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資
(管約事項) 1 奨学費金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき 額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、下記の返還期間および返還方法にかかわらず、直ちに返還債務の全部 を一括して履行するよう請求されても異態はありません。	 1 無字質金を返還すべき日までに返還したかったときは、結該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき 類に知いるたべセントの場合を無じて得た金龍に相当さる延伸組合を支払います。 2 奨字質金を返還すべき日までに返還したかったときは、下記の返還期間および返還方法にかかわらず、直ちに返還債器の全部 を一局に「提供するよう請求されても異難はありません。 3 連帯保証人は奨字容金の質すを受けた者が質すを受けた返還債器の全部について、連帯して債務を貸出します。 4 連帯保証人の人に対する返還機務の運行が基本は、奨字金金の資本を受けた者と見します。
適審保証人は銀字資金の資本を受けた者が資本を受けた返還機能の全部について、連帯して債務を負担します。 適害保証人の人に対する返還機能の履行の請求は、奨字資金の資本を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすること について、異議はありません。 日	について、異菌はありません。 1 借用金額 金 円
3 連帯保証人に独学資金の保与を受けた者が保与を受けた返還機務の全部について、連帯して債務を発担します。 4 連帯保証人の1人に対する返還機務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすること について、異職はありません。 日	920000 M2 990
3 連帯保証人は契字資金の厚ちを受けた基準情を受けた返還機能の全部について、連帯して債務を負担します。 4 連帯保証人の以入に対する返還債務の履行の請求は、奨字資金の貸ちを受けた者に対しても、その効力を生ずることとすること について、異議はありません。 1 借用金額 年 月 から 合和 年 月 まで	1 借用金額 金 円 2 返還期間 年 月 から 令和 年 月 まで ※返還期間は、10年以内で希望する期間とします。 ・月 賦 (納期限は返週期間の毎月末日) ・ 半年賦 (納期限は返週期間の毎年7月末日と11月末日) 3 返還方法 ・ 年 賦 (納期限は返週期間の毎年11月末日)
3 連帯保証人は契字資金の資序を受けた返還機節の全部について、連帯して債務を負担します。 4 連帯保証人に対する返債後の履行の請求は、奨字資金の資序を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすること について、異議はありません。 日 借用金額 年 月 から 令和 年 月 まで ※返還期間は、10年以内で希望する期間とします。 ・月 賦 (納期限は返還期間の毎月末日) 3 返還方法 ・半年賦 (納期限は返週期間の毎年7月末日と11月末日)	1 借用金額 金 円 2 返還期間 年 月 から 合和 年 月 まで ※返還期間は、10年以内で希望する期間とします。 ・月 賦 (約期限は返還期間の毎月末日) 3 返還方法 ・半年賦 (約期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日)
3 連帯保証人は短字資金の厚ちを受けた返還機務の全部について、連帯して債務を負担します。 4 連帯保証人に対する返還機務の履行の請求は、奨字資金の厚ちを受けた者に対しても、その効力を生ずることとすること について、異議はありません。 日	1 借用金額 金 円 2 返還期間 年 月 から 令和 年 月 まで ※返還期間とします。 ・月 賦 (納期限は返還期間の毎月末日) ・ 半年賦 (納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日) ・ 半年賦 (納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日) ・ 年 賦 (納期限は返還期間の毎年11月末日) ※希望する返還方法を〇で囲んでください。 1 基本返還金額(最終回を除く。) (相上金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の爆散があるときは、その実験を回路五人した金額、ただしその額が1,000円未満の場散があるときは、ために数を直接を回り返還金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を表練回の返還金額とします。) (信用金額) - (「基本返還金額) × (「返還回数 1 回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額」 - (「基本返還金額)× (「返還回数 1 回り場合は、次の算式にかかわらず借用金額」 - (「基本返還金額)× (「返還回数 1 回り場合は、次の算式にかかわらず借用金額」 - (「基本返還金額)× (「返還回数 1 回り場合は、次の算式にかかわる。」
3 連帯保証人は契守資金の貸与を受けた返還機務の全部について、連帯して債務を負担します。 4 連帯保証人に対する返還機務の履行の請求は、奨字資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすること について、異議はありません。 日	1 借用金額 金 円 2 返還期間 年 月 から 令和 年 月 まで ※返還期間は、10年以内で希望する期間とします。 ・月 賦 (納期限は返還期間の毎月末日) ・月 賦 (納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日) ・半年賦 (納期限は返還期間の毎年11月末日) ・年 賦 (納期限は返還期間の毎年11月末日) ・ 報望する返還方法をOで囲んでください。 1 基本返還金額 (最終回を除く。) 1 基本返還金額 (その金額に100円未満の爆散があるときは、その機能を回換五人した金額、ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とします。) 4 各回の返還金額 次の算式で得られた金額 (ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかからず出席の優別を最終回の返還金額とします。) 「健用金額」ー (「基本返還金額)× (「返還回数」ー1))